解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

三重県津市広明町三六六大川ビル六階

三重県石油業厚生年金基金

代表清算人　寺島　巖

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

大阪市淀川区三津屋中一丁目六番一号

財団法人ひかり保育園

代表清算人　末弘栄美子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

岩手県盛岡市みたけ三丁目三八番二〇号

財団法人日本ボーイスカウト岩手連盟維持財団

代表清算人　内宮　眞

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十八日江戸川区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

東京都江戸川区西篠崎一丁目一一番二〇号

西篠崎土地区画整理組合

代表清算人　加藤　尚

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月二十四日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

東京都豊島区西池袋二丁目四〇番一号トレピエ一階B

医療法人社団久仁会

清算人　小野寺久典

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十七日浜松市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

浜松市中区中央一丁目二番一号

浜松市井伊谷土地区画整理組合

清算人代表　山下　義勝

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日をもって鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

鳥取県米子市中町二〇番地

米子市土地開発公社

代表清算人　角　博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市南町二丁目三六五番地、最後の住所北海道留萌市南町二丁目三六四番地の一

被相続人　亡　菅原　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所北海道留萌市開運町二丁目四番一号

センチュリービル2F留萌ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　猪瀬健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市八幡原町一七番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　原田登喜馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

群馬県伊勢崎市北千木町八五四番地

相続財産管理人　大和　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市松坂町三三六番地、最後の住所新潟県加茂市岡ノ町六番一六号

被相続人　亡　髙橋清五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

新潟県加茂市新栄町一五番三六号司法書士プロサム法務事務所

相続財産管理人　鈴木　利益

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市大荒戸町五七二番地、最後の住所新潟県長岡市大荒戸町二八一番地

被相続人　亡　小林　フミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所新潟県長岡市草生津一丁目一番五号

相続財産管理人　弁護士　細貝　巖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市余川七九七番地、最後の住所富山県高岡市向野本町一〇三番地の八

被相続人　亡　向柴　正己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階A室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

第38期決算公告　平成26年4月16日

東京都港区六本木一丁目5番1号

住友成泉株式会社

取締役社長　屋代　榮

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	376
	固定資産	4,728
	資産合計	5,105
負債及び純資産の部	流動負債	512
	固定負債	1,568
	株主資本	3,023
	資本金	480
	資本剰余金	48
	その他資本剰余金	48
	利益剰余金	2,495
	利益準備金	53
	その他利益剰余金	2,442
	（うち当期純利益）	（192）
	負債・純資産合計	5,105

第30期決算公告

平成26年4月16日

埼玉県児玉郡上里町大字七本木3461番地1

キヤノン・コンポーネンツ株式会社

代表取締役　菊池　豊

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,870
	固定資産	7,751
	合計	28,621
負債及び純資産の部	流動負債	9,842
	固定負債	2,723
	株主資本	16,055
	資本金	80
	資本剰余金	3,100
	利益剰余金	12,875
	その他利益剰余金	12,875
	（うち当期純利益）	（1,902）
	合計	28,621

第16期決算公告

平成26年3月26日

埼玉県吉川市旭3番地6

株式会社ニッカコーティング

代表取締役社長　眞鍋　秀一

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	509,908
	固定資産	196,114
	合計	706,021
負債及び純資産の部	流動負債	65,477
	固定負債	23,257
	株主資本	617,288
	資本金	210,000
	資本剰余金	64,124
	資本準備金	64,124
	利益剰余金	343,164
	その他利益剰余金	343,164
	（うち当期純利益）	（36,815）
	合計	706,021